

給食実施者名 (市町村名)	採取日 (食材調達日)	検査日	給食使用 予定日	品名	産地	測定結果		測定下限値(検出限界)		検査場所	備考
						放射性セシウム (Cs-134+Cs-137)	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (Cs-134+Cs-137)	放射性ヨウ素 (I-131)		
御坂地区保育所 (笛吹市)	2012年10月15日	2012年10月15日	2012年10月16日	生シイタケ	山梨県 笛吹市	18	不検出	10	20	中北保健福祉事務所	この食材は 使用しません。
御坂地区保育所 (笛吹市)	2012年10月15日	2012年10月15日	2012年10月16日	タマネギ	北海道	不検出	不検出	10	20	中北保健福祉事務所	

※測定下限値(検出限界)とは、検出器が検出できる放射線量の下限です。この数値は食材の種類や検査環境の湿度によって毎回変化します。

測定下限値の表記について、10月からセシウム(Cs)134および137については10Bq/Kg以下、ヨウ素(I)131については20Bq/Kg以下の場合には不検出となります。これは検査機器による計測が簡易測定のため、前述の値以下の数値について自然放射線や気候により誤検出される可能性が否定できないためです。

この検査の目的は基準値(100Bq/Kg)以下であることを確認することが主な目的ですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

検査機器	Nal(Tl)シンチレーションスペクトロメータ
------	-------------------------

(参考)

放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137)の基準値

一般食品 100 Bq/kg

放射性ヨウ素(ヨウ素131)の暫定規制値

野菜類 2,000 Bq/kg

魚介類 2,000 Bq/kg

牛乳・乳製品 300 Bq/kg